

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

旅行には様々な効用があります。日常の生活から離れ、いつもとは別の空間を訪れ、そこで知り合った人々と触れ合い、そこでしかできないような活動をすることは、感動と満足感をもたらし、豊かな人生を生きるための活力を生み出します。

国の観光立国推進基本計画では、「観光は学習・社会貢献・地域交流の機会でもあり、観光により地域の魅力を発見し、楽しみ、家族の絆を育むことは、ワーク・ライフ・バランスの充実にもつながる。」としています。また、「観光を通じて住民が自らの地域に誇りと愛着を感じることは、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を可能にする。」としています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による人の移動の制限は、観光に大きな傷跡を残しました。また、従前から課題となっていた人手不足やデジタル技術の活用の遅れなどもコロナ禍においてより顕著になりました。

本計画では、ポストコロナの社会において、今後も地域社会における重要な役割を期待されている観光を、将来にわたって持続可能なものとしていくため、山梨の観光のビジョンを示すとともに、その実現に向けた戦略を体系化しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年(2011年)12月に施行した「おもてなしのやまなし観光振興条例」(以下、「観光振興条例」という。)第13条の規定に基づき策定するものです。

このたび、前期計画が満了したことを受け、また新型コロナウイルス感染症による大きな影響や、それに伴って大きく変化している外国人旅行者の動向、個人旅行化によるニーズの多様化、デジタル技術の著しい進化と普及、さらに将来のリニア中央新幹線の開業など、時代とともに変化する社会情勢に的確に対応するため、「やまなし観光推進計画」(以下、「本計画」という。)を改定します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や、本県観光を取り巻く環境の急激な変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。